

平成24年度事業計画

1 まちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条 第1号〕
 - ア 調査研究およびその成果の普及
 - イ 普及啓発
 - ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条 第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条 第3号〕

(1) まちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような美しい地域環境と豊かな地域社会を実現するために、区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し連携を図る、中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進します。

平成24年度は、「景観」「農地共生」「ユニバーサルデザイン」の3つのテーマを軸とし、区民とともに、より多面的かつ総合的なまちづくりを広げます。3つのテーマに直接関わる景観形成事業や福祉のまちづくり協働推進拠点事業、調査研究等の取り組みを充実し、地区まちづくり活動支援やまちづくり活動助成事業など他の事業との連携をはかり、相乗効果をめざしていきます。

①まちづくりに関する相談および区民主体のまちづくり活動に対する支援

区民による主体的なまちづくりの取り組みを推進するため、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案、区民主体のまちづくり活動に対し、まちづくりセンターの資源・ネットワーク等を活用した支援を行います。また、まちづくり全般への相談に応じていきます。平成24年度は、より広範囲な周知を図り、「景観」「農地共生」「ユニバーサルデザイン」の3つのテーマを中心に、地域のニーズの掘り起こしを行っていきます。

[期待される効果]

区民主体のまちづくり活動の拡大。地域課題解決手法の認知の向上

	取り組み	内容
1	まちづくり相談 まちづくり相談員派遣	区民、地権者等のまちづくりに関する相談、初動期の区民主体のまちづくり活動支援 [継続支援予定地区・団体] ・北町旧跡研究会 ・Nerima 景観まちづくり会議 ・向山三丁目（城南住宅組合） ・大泉北泉町会（景観まちなみ協定地区）
2	大規模建築物専門家派遣（開発調整）	大規模建築物建築等計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに、第三者の立場からの助言（区への申請により実施）
3	地区まちづくり活動支援	練馬区まちづくり条例に基づき、総合型地区まちづくり等の協議会および準備会に対する専門家派遣と助成等。また、新規地区開拓のための広報、普及啓発を行う。 [継続支援予定地区・団体] ・高野台五丁目中央地区（総合型地区まちづくり準備会）*協議会申請中 ・武蔵関建築協定地区（関町北三丁目・総合型地区まちづ

		くり協議会) ・みんなの広場公園（石神井町八丁目・施設管理型地区まちづくり協議会)
4	まちづくり活動助成事業	区民の主体的なまちづくり活動に対する助成と活動への支援（相談・助言、広報支援等）や公開審査会および団体間の交流・協働の場の機会提供等 [部門]たまご部門、はばたき部門、テーマ部門
5	まちづくり登録団体支援	打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出 登録団体数：115団体(平成24年2月1日現在)
6	建築無料相談の後援	(社)東京都建築士事務所協会練馬支部主催「建築無料相談」を後援。毎月第4月曜

②まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、また、まちづくりに関する知識や技術を習得するため、まちづくりに関する情報提供と学習機会の提供を行います。また、情報の共有、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供します。

平成24年度は、区民の声を一層活かした広報、講座を実施し区民ニーズを反映させます。

[期待される効果]

まちづくりに関する関心の増加。情報共有と協働による地域の問題解決能力の向上。

	取り組み	内容・成果目標
1	まちづくり広報誌発行	「こもれび」年3回発行 各号22,000部
2	まちづくり交流事業	まちづくり交流会(1回)、まちづくりカフェ(5回程度)の開催、メールマガジンの発行(毎週)
3	まちづくり講座の開催	まちづくり講座(4回)、スキルアップ講座(3回)
4	ライブラリー運営	まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 蔵書数 約970冊(平成24年2月現在)
5	地域連携	区内のまちづくり活動のPRのため、イベント出展(3回)、学校や地域団体等への講師派遣(5回程度)

③まちづくりに関する調査・研究

住民参加・協働型のまちづくりを進め、また、区に対する施策提案を行っていくための調査・研究活動として、主要なテーマに位置づけた景観、農地共生のまちづくりに関する取り組みを進めます。平成24年度は、調査研究活動への区民の協力体制を構築し、より実践的な取り組みの提案を行っていきます。

[期待される効果]

地域課題解決のための新たな手法・資源の開発

	取り組み	内容・成果目標
1	調査研究等	区民、専門家と協働した景観まちづくりの手法に関する調査研究をはじめ、農地と共生したまちづくり、住民発意型まちづくりに関する調査・研究、また、具体の提案を行う。
2	市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議	他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動への支援手法について調査・研究を行う。

④練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

区が行う区民との協働事業や区民参加型事業について、企画協力、運営支援等を行います。景観整備機構として景観形成事業を行います。主要テーマである「景観」は、景観整備機構として景観形成事業を中心に、同じく「ユニバーサルデザイン」は、福祉のまちづくり協働推進拠点事業を中心に、関連事業も効果的に連携させつつ取り組みます。

	取り組み	内容・成果目標
1	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業	福祉のまちづくりに取り組む区民の主体的な活動を支援。公開イベントの実施、広報、専門家派遣
2	福祉のまちづくり協働推進拠点事業	ユニバーサルデザインに関する相談、普及啓発、建築物のバリアフリー化推進の事業実施
3	地域福祉活動情報紙発行	地域福祉情報を広く区民に周知する広報誌の発行 隔月発行：各号 15,000 部
4	景観形成事業	景観をテーマにした区民主体のまちづくり活動の実践、地域景観資源登録、景観まちなみ協定制度運用
5	ねりまの散歩道	「ねりまの散歩道」4 コースの案内パンフレット作成。まち歩きイベント実施

⑤その他

	取り組み	内容・成果目標
1	運営協議会の開催	センターの企画運営・事業展開等の協議 学識経験者、公募区民等委員 10 名：年 3 回
2	インターンシップ受け入れ	大学等の学生を受け入れ。7～9 月実施：6 名程度
3	ホームページによる情報発信	センター主催事業、区民団体によるまちづくり活動等の発信

(2) まちづくり推進事業

練馬区とのパートナーシップ協定に基づき、公社は、区の実施する下記 2 地区のまちづくりを協働で推進します。具体的には、まちづくり事業の推進、計画の企画・立案、住民等の合意形成活動、関係機関の調整等の業務に取り組み、地区住民等と信頼関係を築きながら、円滑にまちづくりを推進します。

①高松・向山地区

生活幹線道路（練馬区主要区道 3 号線）の整備にあわせて周辺地区のまちづくりを進めます。

○地域団体等からの推薦委員や公募委員で構成する「まちづくり検討会」において、目指すまちのイメージや将来像を検討し、これを踏まえた「まちづくり構想案」を策定しとりまとめます。

○次に、まちづくり構想実現のためのまちづくり手法やまちづくり計画の素案を検討していただくための準備を行います。

②貫井・富士見台地区

平成23年2月に策定したまちづくり構想レベルの「貫井・富士見台地区まちづくり計画」に基づき、密集住宅市街地整備促進事業を活用したまちづくりを進めます。

- 地区住民等のまちづくりに対する意識を啓発し、まちの課題や目標を共有します。
- 道路整備を進めるため、沿道住民の合意形成を図ります。また、公園整備を進めるため、抽出した公園候補地の事前調査と用地取得の事前折衝を行います。
- 計画レベルのまちづくりの取り組み内容について検討するために、アンケート調査や懇談会を実施し、住民意向を把握します。

2 自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第4号〕

区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の運営については、平成23年度から平成27年度までの5年間の指定管理者として決定を受けています。

平成24年度の区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの運営にあたっては、これまで培った業務経験を生かし、今までにも増して効率的かつ効果的な運営を目指す一方、今回の指定管理者の選定にあたって提案した事項については、区と調整を図り、確実に実現していきます。また、業務遂行にあたっては、自転車関連5事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、一体的かつ総合的に練馬区全地域における自転車の適正利用を推進します。

（1）自転車駐車場等の運営

23年度には、現場管理体制の再構築やステッカー管理の導入、ゲートなし管理など、事業計画を達成できました。24年度には、さらにプロポーザルで提案した事業計画の実施を中心に安全で安心できる施設の管理運営に努めていきます。

自転車駐車場は67施設33,792台収容する施設を効率的・効果的に運営し、稼働率の向上に努めます。また、区が設置した駐車場であることから、公平性・透明性を確保した運営を行います。また合わせて23年11月に開設した初の公社立自転車駐車場1施設99台の管理を行います。

また、タウンサイクル事業は、区内7施設、自転車供用台数は2,700台となっていますが、この事業は、毎年、事業収入で事業経費が賅えない状況が続いています。このため、区と協議しながら事業改善に向けた取り組みや利用促進策を展開し、事業収支の改善および稼働率上昇に努めます。

①数値目標（平成27年度末までに）

タウンサイクルの稼働率 105%（貸出可能台数に対しての稼働率）

自転車駐車場の稼働率 90%（収容可能台数に対しての稼働率）

②事業計画<プロポーザルで提案した事業計画の実施>

- サービス向上、顧客満足度のアップ

接遇研修など社員研修を通じての接遇の向上を図るとともに、美化キャンペーン等の各種キャンペーンやアンケート調査を通じて顧客満足度のアップを図ります。

○ゲートなし管理およびステッカー管理の促進

ゲートなし管理は、施設にかかる管理経費を削減し、ゲート故障により出入庫に支障をきたすという心配のない、お客様が利用しやすい管理方法です。24年度は定期利用専用の施設を中心にさらに拡大していきます。

また、前年度導入したステッカー管理については、さらなる貼付率アップを図り、公平で公正な管理を行っていきます。

○補欠待機者の繰上げ促進

前年度は大泉エリアを中心に推進し成果をあげました。24年度も待機者の多い施設を最重点に、空きスペースがないよう効率的な繰上げを推進していきます。

○タウンサイクルの利用促進

区の総合計画にあるタウンサイクルの利用促進の方向性に沿って、公社が区と協議しながらまとめたタウンサイクルの利用促進策の提言を実現していきます。

○放置自転車対策事業と連携した事業展開

放置自転車対策と連携しながらキャンペーン等を実施し、放置されている自転車を自転車駐車場に誘導していきます。

○計画的な修繕の実施

自転車駐車場機器の老朽化が進んでおり、機器の交換を計画的に実施していきます。

(2) 豊島園駅前自転車駐車場の運営（公社立）

23年11月より開設した公社立有料自転車駐車場は、予測どおり通勤通学の利用者が多く順調に収入もあがり稼働率も月を追うごとに高くなってきました。また、買物対策用に用意した2時間無料も多くの利用者に利用されています。またユナイテッドシネマの自転車駐車場整備と放置禁止区域の設定により、放置自転車も激減しました。

24年度は巡回、誘導を強化し、利用者に使いやすい施設を目指します。

(3) 無料自転車駐車場の運営

パークアンドライドを目的とする、無料自転車駐車場の6施設（1,326台収容）については、区との協定に基づき、公社財源を活用した自主事業として行うことで地域貢献を果たしていきます。

(4) 幼児2人同乗用（3人乗り）自転車レンタル事業

公社の自主事業として、平成21年度から東京都道路交通規則に規定される安全基準を満たした自転車を低廉な利用料金で提供し、子育て世帯への経済的支援および幼児2人同乗用自転車の普及啓発を目的に実施しています。

これまで5回の貸し出しを行い、総応募者数は610名で貸出者数は延べ416名の実績となりました。

平成24年度も、レンタル用自転車台数（270台）を基本に、レンタル期間の満了を迎える自転車を効率的に運用することにより、多くの区民への貸し出しを行っていきます。

(5) 放置自転車対策事業

区内の放置自転車の推移をみると、通勤通学の時間帯については10年以上にわたり減少傾向にあり、放置自転車対策に取り組んできた公社も一定の評価を得てきています。

しかし、午後の買い物客で賑わう駅周辺の商店街においては、効果がなかなか現れない状況にあります。そこで、地域の方々が放置自転車や自転車駐車場の問題を地域のまちづくりの課題として受け止め、自転車利用者に対して公社と協働して、交通ルールや交通マナーの意識啓発を図るために、区内鉄道各駅を単位として、町会、商店会、PTA等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設置を支援していきます。

24年度の放置自転車対策事業については以下のとおり実施していきます。

①放置自転車の撤去

区内の放置自転車禁止区域に放置された自転車の撤去については、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、重点的に撤去を行います。また、地域の状況に応じ集中撤去や部分撤去なども取り入れて効果的に作業を行い、禁止区域内の道路等の良好な環境と歩行環境の維持に努めます。

放置自転車禁止区域外に放置された自転車については、区民等からの通報を踏まえ、速やかに撤去を行います。

②撤去した自転車の保管・返還

この業務は区内に設置された4つの自転車集積所において行っていきます。施設には経験豊かな社員を配置することにより、返還者の情報を十分に把握し、誤返還の防止に努めます。

また、公社内の事務スタッフとの連携を密に行い、防犯登録についての警察照会の迅速化などにより、早期返還と返還率の向上に努めます。

③自転車の案内・誘導

18の駅周辺に案内・誘導員を配置し、自転車駐車場への誘導・案内、あるいは放置自転車の防止に努めていきます。

この業務の実施にあたっては、それぞれの地域特性を踏まえた人員配置あるいは配置時間、配置実績等を考慮した計画をきめ細かく区に提案し、実施していきます。

また、実施にあたっては、案内・誘導員の指導や教育に努めるとともに、エリアごとに連絡調整役を配置し、案内・誘導員間の連絡調整や突然の休暇等に柔軟に対応できる仕組みを整備し、この体制を順次拡大していきます。

④自転車問い合わせ対応

放置した自転車撤去の状況や自転車駐車場の設置場所等、自転車に関するさまざまな問い合わせがあります。このため、公社内に自転車問い合わせセンター（テレホンセンター）を設置し、これらに柔軟に対応できるスタッフを配置して対応していきます。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第5号〕

公社は、資源循環の推進を図り循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から練馬区内の家庭から出る資源ごみの容器包装プラスチックと粗大ごみの回収作業を練馬区から受託し、実施しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という）を受託運営し、センターを拠点としてごみの発生抑制とリサイクルを進める資源循環推進の総合相談窓口の運営や施設見学をはじめとした普及啓発および資源のリサイクルを推進する事業者の活動支援と事業者のネットワーク化に取り組んでいます。さらに、平成23年度からは、粗大ごみの再利用事業や金属の資源化事業を本格実施しています。

(1) 容器包装プラスチックの回収作業

家庭から出る容器包装プラスチックを週6日（日曜日を除く）ごみ集積場から回収して資源化中間処理施設へ搬入します。公社は区の作業計画をもとに、毎日の回収計画の作成・管理と回収作業を行うとともに、資源ごみの分別方法等について区と協力して住民への支援・指導を行っていきます。

(2) 粗大ごみの回収作業

家庭から出る粗大ごみを全日（月曜日～日曜日）戸別回収して、積み替え所に搬送します。また、申し込みから回収までの期間短縮など区民サービスの向上に努めます。

(3) センターの受託運営

練馬区の資源循環推進の中核的拠点であるセンターにおいて、以下の事業を実施します。

①センターの運営

センターは、練馬区における資源循環事業推進の中核施設となることはもとより、粗大ごみおよび容器包装プラスチックの区西部地域の回収拠点（区東部地域は、桜台事業所を拠点とする。）として位置付けられており、拠点施設としての機能の維持に努めます。

②粗大ごみ・資源ごみの持ち込み事業

区民が粗大ごみを区民が日曜日から土曜日の都合のよい日に、事前申し込みにより、直接センターに持ち込むことができるほか、古布や廃食用油などの資源ごみの持ち込みについて、区民サービスの向上に努めます。

③粗大ごみの再利用事業

再利用可能な粗大ごみについては、簡易な清掃・修繕を行い、区内3か所のリサイクルセンターに無償で供給するなど、粗大ごみの再利用に取り組みます。

④廃食用油精製事業

区で回収した廃食用油の一部を精製し、区の清掃事業用車両の燃料として再利用します。

⑤金属回収、レアメタル回収・選別事業

粗大ごみの中から、鉄などの金属および金、レアメタル等の有用金属の回収・選別業務をセンターで実施します。

⑥資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターの施設見学の受け入れや展示スペースの設置、また太陽光発電等の環境配慮設備などを活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業に取り組みます。

平成24年度事業は以下のとおりです。

○相談コーナーの運営

区民から清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍やリサイクル活動団体に関する資料を収集し、区民の閲覧に供します。

○ホームページの運営

センターのホームページで、練馬区をはじめ他の自治体や都、国の情報および区民の活動団体の取り組みなどの情報を収集し、発信します。

○施設見学会の開催

区内の小学生や町会・自治会などを対象に施設見学会を開催して、循環型社会形成に向けた普及・啓発を図ります。

○技能講習会の実施

区民を対象に、家具などの修理・修繕の仕方などについて、専門家による技術講習会を開催します。

⑦集団回収支援事業

町会や自治会などの団体が実施する集団回収に対して区が行っている支援事業を公社が実施します。

- ・回収実績および報奨金の取りまとめ事務
- ・集団回収用品の支給事務
- ・団体づくりの支援

⑧生ごみ資源化事業

生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費助成の申請受付事務を行います。また斡旋事業等の問い合わせ対応も行います。

⑨資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

区内の資源循環推進事業者のネットワークづくりや共同研修会の開催など、資源循環の推進に係る区内民間事業者等の支援・育成事業を行います。

⑩平成24年度から新たに取り組む事業

○ふとん資源化事業

粗大ごみとして回収されたふとんの中からリサイクル可能なものを分別し、資源化します。

○大型生活用品情報掲示板事業

ごみ減量と粗大ごみのリサイクルを図るため、出張所や図書館など区民施設に掲示板を設置します。掲示板には、区民の方から提供された、生活用品の再利用のための情報を掲示します。(交換便を利用して月2回更新予定)

(4) 区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が課題となります。公社は、公益財団法人としての性格を活かすとともに、区と連携して、区内で事業活動を活発に進めている事業者団体との協働体制づくりを進めるとともに支援体制の構築に努めます。

4 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第6号〕

(1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の機能

練馬区の地域における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日の設立総会において「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および練馬区で構成され、現在29会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

当社は、関係機関のひとつとして会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務の委託を受け、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取り組みを積極的に支援していきます。

<根拠>

- 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成21年3月策定）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

(2) 公社の役割

公社は、区の行政を補完する立場から地域協議会の事務局を担い、地球温暖化対策事業を積極的にリードしていきます。

- ①区民・事業者・区が一体となった事業の推進
- ②普及啓発事業の促進
- ③地域協議会の事務の遂行

(3) 平成24年度の事業

平成24年度は、練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区内で排出される温室効果ガスを減少させるよう、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を実施します。

- ①環境月間（6月）・地球温暖化防止月間（12月）・省エネルギー月間（2月）における普及啓発事業
- ②練馬まつりと同時開催で実施する環境イベントの主催（公社）・ブース出展（協議会）
- ③地球温暖化対策に関する講演会
 - ・区民向け講演会の企画・実施
 - ・事業者向け講習会の企画・実施
- ④こどもエコ・コンクール
- ⑤地域協議会ロゴマーク募集事業
- ⑥省エネナビを活用した家庭の電気の見える化事業
- ⑦広報業務
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑧会員事務
- ⑨区補助金の会計事務
- ⑩その他事務